

第4次地域管理経営計画書(案)

第4次国有林野施業実施計画書(案)

(江の川下流森林計画区)

(第一次変更計画)

計画期間 { 自 平成22年4月 1日
至 平成27年3月31日 }

(変更年月 平成23年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画〕

3 林道の整備に関する事項	2
---------------------	---

第4次地域管理経営計画（江の川下流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間（平成22年度～平成26年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

単位：m

区 分	タイプ別	開 設		改 良	
		路線数	延 長	箇所数	延 長
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	-	-	-	-
	水源かん養タイプ	<u>2</u>	<u>2,150</u>	4	680
森林と人との共生林	自然維持タイプ	-	-	-	-
	森林空間利用タイプ	-	-	-	-
資源の循環利用林		-	-	-	-
計		<u>2</u>	<u>2,150</u>	4	680

第4次国有林野施業実施計画（江の川下流森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成23年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)林道開設及び改良総量の路線別の内訳は次のとおりです。

単位：m

基幹 管理別	開設 改良別	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型 タイプ別	備考
基幹	改良	都賀行林道(竹山)	竹山 261~263	180	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
	計	1路線		180		
管理	開設	曲山林道 224林班支線	曲山 224	1,000	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		畑ヶ迫線	畑ヶ迫 1221	1,150	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
	計	2路線		2,150		
	改良	泉谷(花の谷)林道	花の谷 207, 208	50	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		潮谷林道	曲山 220	400	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
		後畑林道支線	後畑 278	50	水土保全林 (水源かん養タイプ)	
	計	3路線		500		

(注) 種類欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指す。